



池田市公報

第96号
 発行所 池田市役所
 発行者 池田市長 冨田裕樹
 編集 総合政策部 法制課

令和2年5月1日発行

目次

条 例	(ページ)
○ 池田市印鑑条例の一部を改正する条例	2
○ 池田市事務分掌条例の一部を改正する条例	2
○ 池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例	3
○ 池田市下水道条例の一部を改正する条例	4
○ 池田市立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例	4
○ 池田市立3R推進センター条例の一部を改正する条例	6
○ 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例	7
○ 池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び審査請求における提出書類等の写しの交付に関する手数料条例の一部を改正する条例	19
規 則	
○ 池田市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則	21
○ 池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則	24
○ 池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則	24
○ 期末手当及び勤勉手当支給規則及び職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	25
○ 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	25
○ 池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び池田市行政不服審査法の規定に基づく行政手続の実施に関する規則の一部を改正する規則	25
○ 池田市立3R推進センター条例施行規則の一部を改正する規則	27
訓 令	
○ 池田市職員身元保証規程の一部を改正する訓令	27
池田病院	
○ 市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	28
○ 市立池田病院事業の使用料及び手数料規程の一部を改正する規程	28
○ 市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	28
上下水道部	
○ 池田市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程	35
教育委員会	
○ 池田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	36

本号には、令和元年10月2日から令和2年1月1日までに公布等をした条例、規則及び訓令のほか、池田病院及び上下水道部の規程並びに教育委員会の規則を掲載しています。

条 例

池田市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月3日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第24号

池田市印鑑条例の一部を改正する条例

池田市印鑑条例（昭和51年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者

第12条第2項中「及び第9号の規定」を「、第7号又は第9号のいずれかに該当すること」に、「印鑑登録者」を「当該登録に係る印鑑登録者であった者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

池田市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月23日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第25号

池田市事務分掌条例の一部を改正する条例

池田市事務分掌条例（平成7年池田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第4号を次のように改める。

(4) 市民活力部

第1条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) まちづくり推進部

第1条第1項第8号を次のように改める。

(8) 都市整備部

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 市民の自治活動に関する事項

第2条第7号中「統計調査」を「公益活動の促進」に改める。

第3条第3号中「、事務改善および行政管理」を「及び事務改善」に改め、同条第6号中「市民の自治活動」を「情報施策」に改め、同条中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を第9号とする。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 行政管理に関する事項

第4条第3号中「工事入札および諸契約（用地に係る分を除く。）」を「統計調査」に改め、同条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項

(5) 契約（用地に係る分を除く。）及び工事の検査に関する事項

第5条（見出しを含む。）中「市民生活部」を「市民活力部」に改め、同条に次の3号を加える。

(10) 環境に関する事項

(11) 公害に関する事項

(12) 清掃その他環境衛生に関する事項

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条（見出しを含む。）中「都市建設部」を「まちづくり推進部」に改め、同条第5号中「交通政策」を「公共施設等の適正管理の総合調整」に改め、同条第6号中「道路、その他の土木」を「農林及び園芸」に改め、同条第7号及び第8号を削り、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（都市整備部）

第9条 都市整備部において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。

(1) 道路その他の土木に関する事項

(2) 河川管理に関する事項

(3) 用地及び支障物件に関する事項

- (4) 交通政策に関する事項
- (5) 公園に関する事項
- (6) 緑化に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(池田市総合計画審議会条例の一部改正)
- 2 池田市総合計画審議会条例(昭和43年池田市条例第25号)の一部を次のように改正する。
第6条中「総合政策部」の次に「SDGs政策企画課」を加える。
(池田市特別職報酬等審議会条例の一部改正)
- 3 池田市特別職報酬等審議会条例(昭和41年池田市条例第13号)の一部を次のように改正する。
第7条中「市長公室」を「総務部」に改める。
(池田市いじめ問題調査委員会条例の一部改正)
- 4 池田市いじめ問題調査委員会条例(平成26年池田市条例第30号)の一部を次のように改正する。
第7条中「市民生活部」を「市民活力部」に改める。
(池田市都市計画審議会条例の一部改正)
- 5 池田市都市計画審議会条例(昭和44年池田市条例第22号)の一部を次のように改正する。
第8条中「都市建設部まちづくり・交通課」を「まちづくり推進部都市政策課」に改める。
(池田市空家等対策協議会条例の一部改正)
- 6 池田市空家等対策協議会条例(平成28年池田市条例第9号)の一部を次のように改正する。
第7条中「都市建設部まちづくり・交通課」を「まちづくり推進部都市政策課」に改める。
(池田市地域公共交通会議設置条例の一部改正)
- 7 池田市地域公共交通会議設置条例(平成30年池田市条例第9号)の一部を次のように改正する。
第7条中「都市建設部まちづくり・交通課」を「都市整備部交通道路課」に改める。
(池田市バリアフリー推進協議会設置条例の一部改正)
- 8 池田市バリアフリー推進協議会設置条例(平成31年池田市条例第5号)の一部を次のように改正する。
第7条中「都市建設部まちづくり・交通課」を「都市整備部交通道路課」に改める。

池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月23日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第26号

池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

池田市水道事業給水条例(平成9年池田市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第10条第2項中「工事しゅん工」を「竣工」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5(第30条関係)

手数料

種類		単位	金額
設計手数料		1件につき	工事設計額(消費税等相当額を含む。)に100分の3を乗じて得た額に消費税等相当額を加えて得た額
設計審査手数料	新設	口径が25ミリメートルまで	メーター1個につき 3,000円
		口径が25ミリメートルを超えて50ミリメートルまで	メーター1個につき 4,500円
		口径が75ミリメートル以上	メーター1個につき 6,000円
	改造、修繕又は撤去	メーター1個につき 1,500円	
せん孔等立会手数料	口径が25ミリメートルまでの不断水せん孔工事	1孔につき	3,000円
	口径が25ミリメートルを超えて50ミリメートルまでの不断水せん孔工事	1孔につき	4,500円
	口径が75ミリメートル以上の不断水	1孔につき	6,000円

	せん孔工事			
	口径が50ミリメートルまでの切取り 分岐工事	1か所につき		4,500円
	口径が75ミリメートル以上の切取り 分岐工事	1か所につき		9,000円
竣工検査手数料	新設	口径が50ミリメートルまで	メーター1個につき	3,000円
		口径が75ミリメートル以上	給水管10メートル までごとにつき	1,500円
	改造、修繕又は撤去		メーター1個につき	1,500円
指定給水装置工事事業者指定手数料		1件につき		10,000円
指定給水装置工事事業者指定更新手数料		1件につき		10,000円
指定給水装置工事事業者証書交付手数料		1件につき		2,000円
証明書交付手数料	上・下水道使用料納入済証明書		1件につき	300円
	水道使用証明書		1件につき	300円
	上記以外の証明書		1件につき	300円

備考

- 1 設計手数料の額を算出する場合において、その算出した額に1円未満の端数が生じるときは、当該1円未満の端数を切り捨てるものとする。
- 2 設計審査手数料及び竣工検査手数料の額は、メーターを設置しない新設工事の場合は、当該新設する給水管にメーターが1個設置されているとみなし、当該給水管の口径をそのメーターの口径として算出する。
- 3 設計審査手数料の額は、新設工事で新設する給水管が複数戸に分岐する場合は、その新設工事で配水管に取り付ける給水管の口径をその分岐した先にあるメーターのうち最大口径のもの（最大口径となるメーターが複数ある場合又は全てのメーターの口径が同一である場合は、そのいずれかのもの）の口径とみなして算出し、そのほかの分岐した先にあるメーターの口径はそれぞれのメーターの口径をもって算出する。
- 4 せん孔等立会手数料の額は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年池田市条例第3号）第2条第1項の規定により規則で定める勤務時間以外の時間における工事にあつては、この表（備考を除く。以下同じ。）の規定にかかわらず、この表の規定により算出する金額の5割に相当する額を加算する。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

池田市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月23日

池田市長 富田 裕樹

池田市条例第27号

池田市下水道条例の一部を改正する条例

池田市下水道条例（昭和42年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(14) 責任技術者 下水道排水設備工事責任技術者として大阪府下水道協会の登録を受けている者をいう。

第9条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「こと」を「こと。」に改め、同項第2号中「本市に登録した」を削り、「こと」を「こと。」に改め、同項第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に、「こと」を「こと。」に改め、同条第2項中「前条各号」を「前項各号」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項若しくは前項の規定による指定又はその指定の更新については10,000円を、当該指定又はその指定の更新に係る証書の交付については1,000円をそれぞれ手数料として徴収する。

第9条第4項から第6項までを削り、同条第7項中「前各項」を「前3項」に、「及び責任技術者に関する」を「に関して必要な」に改め、同項を同条第4項とする。

第26条の見出し中「使用料等」を「使用料」に改め、同条中「公益上」の次に「の必要」を加え、「又は手数料」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第9条第4項の規定により受けている登録は、当該登録の効力が失われるまでの間において、この条例による改正後の第3条第14号に規定する登録とみなす。

池田市立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月23日

池田市条例第28号

池田市立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例

池田市立幼稚園預かり保育条例（平成16年池田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び池田市立学校管理運営規則（昭和33年池田市教育委員会規則第16号）第2条第1項第2号に規定する学校の休業日を除く。）の教育時間終了時刻から午後6時まで」を「、1月2日、同月3日、12月29日から同月31日まで及び夏季において預かり保育を実施しない日として教育委員会が定める日（以下これらを「休日等」という。）並びに入園式の日を除く。）の午前8時から教育時間（午前9時から午後2時までの間において学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する教育課程その他の保育内容を行う時間をいう。以下同じ。）の開始時刻前まで及び教育時間の終了時刻を過ぎ午後6時まで（長期休業期間（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定により教育委員会が定める公立の学校の休業日のうち、幼稚園の休業日として教育委員会規則で定める夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日（休日等を除く。）をいう。以下同じ。）にあつては、午前8時から午後6時まで（夏季行事（長期休業期間（夏季休業日に限る。）のうち、各幼稚園が自ら指定した日に実施する行事をいう。以下同じ。）の開催時間を除く。））」に改め、同条ただし書中「と認めた」を「があると認める」に、「これ」を「、これら」に改める。

第4条中「在園する園児」の次に「（当該園児に係る入園式の日翌日（転入により入園した園児にあつては、その転入により入園した日）から小学校就学の始期に達するまでにある園児に限る。）」を加える。

第5条の見出し中「保育」を「預かり保育」に改め、同条第1号中「常時預かり保育名簿」を「あらかじめ常時預かり保育名簿」に、「を年間を通して預かること」を「について、教育時間後において常態的に実施する預かり保育」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 臨時預かり保育 常時預かり保育を除き、教育時間の前後において臨時に実施する預かり保育をいう。

第5条に次の1号を加える。

(3) 長期休業預かり保育 長期休業期間に実施する預かり保育をいう。

第6条第1項中「に定める」を「の規定により算定される」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「常時預かり保育」を「預かり保育」に改め、「毎月末日までに」を削り、「保育料を」の次に「翌月の15日（3月分にあつては、当月の末日）までに」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、その納付の期日が、池田市の休日を定める条例（平成元年池田市条例第26号）に規定する市の休日（以下この項において「市の休日」という。）に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日までに納付しなければならない。

第6条第3項中「保育料は1月分」を「当月分の保育料は、1か月分に相当する額」に改め、同条第4項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

	預かり保育の種類	時間区分	保育料の額
登録園児	常時預かり保育	教育時間終了時刻を過ぎ午後4時まで	月額5,000円
		教育時間終了時刻を過ぎ午後6時まで	月額10,000円
	臨時預かり保育	午前8時から教育時間開始時刻前まで	30分までごとに400円
		午後4時を過ぎ午後6時まで（午後4時まで区分から引き続き預かり保育を受ける場合に限る。）	日額500円
	8月（夏季行事の開催日を除く。）に受ける長期休業預かり保育	午前8時から午前9時まで	30分までごとに400円
		午前9時から午後2時まで	日額500円
		午前9時から午後4時まで	日額1,000円
		午前9時から午後6時まで	日額1,500円
	8月以外の月（夏季行事の開催日を除く。）に受ける長期休業預かり保育	午前8時から午前9時まで	30分までごとに400円
		午前9時から午後4時まで	0円
		午前9時から午後6時まで（午後4時まで区分の登録園児に限る。）	日額500円
		午前9時から午後6時まで（午後6時まで区分の登録園児に限る。）	0円
	7月中の夏季行事の開催日に受ける長期休業預かり保育	午前8時から夏季行事開始時刻前まで	30分までごとに400円
夏季行事終了時刻を過ぎ午後4時まで		0円	
夏季行事終了時刻を過ぎ午後6時まで（午後4時まで区分の登録園児に限る。）		日額500円	

		夏季行事終了時刻を過ぎ午後6時まで（午後6時まで区分の登録園児に限る。）	0円
8月中の夏季行事の開催日に受ける長期休業預かり保育		午前8時から夏季行事開始時刻前まで	30分までごとに400円
		夏季行事終了時刻を過ぎ午後4時まで	日額500円
		夏季行事終了時刻を過ぎ午後6時まで	日額1,000円
臨時預かり保育		午前8時から教育時間開始時刻前まで	30分までごとに400円
		教育時間終了時刻を過ぎ午後4時まで	日額500円
		教育時間終了時刻を過ぎ午後6時まで	日額1,000円
夏季行事の開催日以外の日に受ける長期休業預かり保育		午前8時から午前9時まで	30分までごとに400円
		午前9時から午後2時まで	日額500円
		午前9時から午後4時まで	日額1,000円
夏季行事の開催日に受ける長期休業預かり保育		午前9時から午後6時まで	日額1,500円
		午前8時から夏季行事開始時刻前まで	30分までごとに400円
		夏季行事終了時刻を過ぎ午後4時まで	日額500円
		夏季行事終了時刻を過ぎ午後6時まで	日額1,000円

備考

- この表における用語の意義は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - 登録園児 第5条第1号に規定する常時預かり保育名簿への登録を受ける園児をいう。
 - 午後4時まで区分 常時預かり保育の時間区分のうち、教育時間終了時刻を過ぎ午後4時までの時間区分をいう。
 - 午後6時まで区分 常時預かり保育の時間区分のうち、教育時間終了時刻を過ぎ午後6時までの時間区分をいう。
- この表（この項及び次項を除く。以下この項において同じ。）の規定により算出した8月分の長期休業預かり保育に係る保育料の合計額が20,000円を超える場合のその8月分の長期休業預かり保育に係る保育料の額は、この表の規定にかかわらず、20,000円とする。
- この表（この項を除く。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、預かり保育を受ける園児が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもである場合の保育料は、当該月分のこの表の規定により算出する保育料の額（以下この項において「通常算出額」という。）から450円に当該月中に預かり保育を受けた日数を乗じて得た額（その額が当該月分の通常算出額を超える場合は、当該月分の通常算出額）を控除して得た額とする。
- 同日において、時間区分が異なる預かり保育を引き続き受けることにより、時間区分における終点の時刻と始点の時刻が重なる場合の保育料の額は、異なる時間区分の中に重なる時刻があることにかかわらず、それぞれの時間区分に応じた保育料の額を合算した額とする。
- 同日において、時間区分が異なる預かり保育を引き続き受けない場合であって、園児が主として受けた預かり保育の時間区分（以下この項において「主たる時間区分」という。）以外の時間区分の終点又は始点の時刻に主たる時間区分の終点又は始点の時刻と同じものがある場合の保育料の額は、異なる時間区分の中に同じ時刻があることにかかわらず、主たる時間区分に相当する保育料の額とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和2年4月10日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の第4条の規定にかかわらず、第2条の規定による預かり保育を実施する幼稚園に在園する園児のうち、この条例の施行の日から令和2年4月30日までの間において小学校就学の始期に達するまでの期間が1年11か月以上のものは、この条例による改正後の第4条に規定する預かり保育の対象者としなない。
- この条例による改正後の第6条の規定にかかわらず、この条例の施行の前日に受けた預かり保育に係る保育料の納付については、同日以後においても、なお従前の例による。

池田市立3R推進センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月23日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第29号

池田市立3R推進センター条例の一部を改正する条例

池田市立3R推進センター条例（平成21年池田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「池田市栄本町1番8号」を「池田市菅原町1番1号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
- 2 池田市立3R推進センターの移転に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年12月23日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第30号

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例

（池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第1条 池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の220」を「100分の225」に改める。

第2条 池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の222.5」に改める。

（池田市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 池田市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の220」を「100分の225」に改める。

第4条 池田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「100分の225」を「100分の222.5」に改める。

（池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項の表1の項中「374,000円」を「375,000円」に改める。

第22条の2第1項中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第33条第2項中「、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には」及び「6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には」を削り、同条第4項中「100分の220」を「100分の225」に改める。

第34条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に、「100分の112.5」を「100分の117.5」に改める。

	「239,000		「240,200	
	241,000		242,200	
	243,000		244,200	
	245,000		246,200	
	246,900		248,100	
	248,800		250,000	
	250,900		252,100	
	252,900		254,100	
	254,800		256,000	
	256,900		258,100	
	258,900		260,100	
	260,900		262,100	
	263,000		264,200	
	264,900		266,000	
	266,700		267,800	
附則別表第7中	268,800	を	269,900	に改める。
	270,500		271,600	
	272,400		273,400	
	274,300		275,200	
	276,400		277,200	
	278,400		279,200	

280,400	281,200
282,500	283,100
284,500	285,000
286,500	287,000
288,600	288,900
290,600]	290,800]

別表第1（備考を除く。）を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	150,600	181,600	209,800	272,000	319,200	362,900	408,100
	2	151,700	183,400	211,700	274,200	321,400	365,500	410,500
	3	152,800	185,200	213,600	276,400	323,700	367,900	413,000
	4	153,900	187,000	215,500	278,600	325,900	370,500	415,400
	5	154,900	188,600	217,300	280,700	328,100	372,400	417,300
	6	156,300	190,400	219,200	282,900	330,100	374,900	419,600
	7	157,600	192,200	221,100	285,200	332,300	377,200	421,700
	8	158,900	193,900	223,000	287,400	334,500	379,700	423,900
	9	160,100	195,500	224,700	289,700	336,400	382,100	425,900
	10	161,600	197,300	226,600	291,900	338,600	384,800	428,000
	11	163,100	199,100	228,200	294,000	340,600	387,400	430,100
	12	164,700	200,900	229,800	296,000	342,800	390,100	432,200
	13	165,900	202,400	231,500	297,900	344,600	392,500	433,900
	14	167,400	204,200	233,100	300,000	346,600	394,800	435,700
	15	168,900	206,000	234,600	302,200	348,600	397,000	437,700
	16	170,400	207,800	236,200	304,200	350,600	399,400	439,700
	17	171,700	209,400	237,600	306,100	352,300	401,200	441,600
	18	174,400	211,200	239,300	308,400	354,300	403,200	443,400
	19	177,000	213,000	240,800	310,600	356,100	405,100	445,200
	20	179,600	214,800	242,400	312,900	358,000	406,900	446,900
	21	182,200	216,200	243,500	315,000	359,900	408,800	448,700
	22	183,900	218,000	245,000	317,100	361,800	410,600	450,200
	23	185,500	219,700	246,600	319,300	363,800	412,400	451,600
	24	187,200	221,500	247,900	321,400	365,700	414,300	453,100
	25	188,700	223,200	249,400	323,300	367,700	416,100	454,500
	26	190,400	224,900	250,800	325,300	369,600	417,600	455,800
	27	192,200	226,500	252,100	327,300	371,600	419,100	457,100
	28	193,900	228,100	253,500	329,300	373,600	420,700	458,300
	29	195,500	229,500	255,000	331,000	375,100	422,300	459,300
	30	196,900	231,200	256,500	333,100	376,900	423,600	460,000
	31	198,400	232,800	258,200	335,100	378,700	424,900	460,800
	32	199,900	234,400	260,000	337,200	380,300	426,100	461,500
	33	201,200	235,400	261,600	338,600	382,100	427,300	462,200
	34	202,500	236,900	263,300	340,500	383,500	428,600	463,000
	35	203,700	238,300	264,900	342,400	385,000	429,900	463,700
	36	205,000	239,500	266,500	344,300	386,600	431,100	464,300
	37	206,300	240,700	268,400	345,900	388,000	432,300	464,800
	38	207,600	241,900	270,200	347,800	389,200	433,100	465,400
	39	208,900	242,900	271,900	349,700	390,400	433,900	466,000
	40	210,200	244,100	273,600	351,500	391,500	434,700	466,600
	41	211,300	245,400	275,300	353,400	392,600	435,300	467,100
	42	212,600	246,400	277,000	355,200	393,800	436,000	467,600
	43	213,900	247,600	278,800	357,000	395,000	436,700	468,000
	44	215,200	248,900	280,300	358,700	396,100	437,400	468,300
	45	216,300	249,800	281,800	360,100	396,800	438,200	468,600
	46	217,400	251,100	283,700	361,400	397,500	439,000	
	47	218,400	252,300	285,500	362,800	398,200	439,400	
	48	219,500	253,600	287,400	364,200	398,900	440,100	
	49	220,600	255,000	289,000	365,500	399,500	440,600	
	50	221,600	256,400	290,700	366,400	400,100	441,000	
	51	222,500	257,600	292,500	367,500	400,600	441,400	
	52	223,500	258,800	294,300	368,600	401,000	441,800	
	53	223,800	260,000	295,800	369,400	401,400	442,200	
	54	224,600	261,200	297,500	370,300	401,700	442,600	
	55	225,400	262,500	299,000	371,200	402,000	443,000	
	56	226,100	263,600	300,600	372,100	402,300	443,300	
	57	226,800	264,700	302,200	373,000	402,600	443,600	

再任用職員以外の職員	58	227,800	265,800	303,900	373,800	402,900	444,000		
	59	228,600	267,100	305,500	374,600	403,200	444,300		
	60	229,400	268,400	307,200	375,400	403,500	444,600		
	61	230,100	269,400	308,100	376,100	403,800	444,900		
	62	230,800	270,500	309,600	376,800	404,100	445,200		
	63	231,700	271,800	311,100	377,500	404,400	445,500		
	64	232,700	273,100	312,700	378,200	404,700	445,800		
	65	233,400	274,000	314,300	378,700	405,000	446,100		
	66	234,000	275,000	315,900	379,300	405,300			
	67	234,500	275,900	317,500	379,900	405,600			
	68	235,200	277,000	319,000	380,600	405,900			
	69	236,000	278,100	320,500	381,000	406,100			
	70	236,600	279,100	321,700	381,700	406,400			
	71	237,200	280,000	322,900	382,300	406,700			
	72	237,700	281,000	324,100	382,900	407,000			
	73	238,400	281,500	324,800	383,300	407,200			
	74	239,100	282,400	325,700	383,900	407,500			
	75	239,800	283,100	326,500	384,500	407,800			
	76	240,300	284,000	327,300	385,100	408,000			
	77	240,800	285,000	328,200	385,500	408,200			
	78	241,500	285,800	328,600	386,000	408,500			
	79	242,200	286,600	329,300	386,500	408,800			
	80	242,900	287,400	330,100	387,100	409,000			
	81	243,500	288,200	330,900	387,400	409,200			
	82	244,200	288,700	331,600	387,800	409,500			
	83	244,900	289,100	332,300	388,200	409,800			
	84	245,600	289,600	333,000	388,600	410,000			
	85	246,100	289,800	333,500	388,900	410,200			
	86	246,600	290,100	334,100	389,200				
	87	246,900	290,300	334,600	389,500				
	88	247,300	290,700	335,200	389,800				
	89	247,600	290,900	335,500	390,000				
	90			336,000	390,300				
	91			336,400	390,600				
	92			336,900	390,800				
	93			337,300	391,000				
	94			337,800	391,300				
	95			338,300	391,600				
	96			338,800	391,800				
	97			339,100	392,000				
	98			339,500	392,300				
	99			340,000	392,600				
	100			340,400	392,800				
	101			340,700	393,000				
	102			341,100					
	103			341,600					
	104			342,000					
	105			342,200					
	106			342,600					
	107			343,100					
	108			343,500					
	109			343,700					
	110			344,100					
	111			344,500					
	112			344,800					
	113			345,100					
	114			345,500					
	115			345,900					
	116			346,300					
	117			346,800					
	118			347,200					
	119			347,600					
	120			348,000					
	121			348,500					
	122			348,900					
	123			349,200					
	124			349,500					
	125			350,000					
	再任用職員		187,700	215,200	244,900	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第2（備考を除く。）を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	172,800	187,700	220,200	243,800	302,800	347,600	381,900	422,800
	2	174,600	189,600	222,100	245,900	305,000	349,800	384,100	424,600
	3	176,300	191,600	223,900	248,000	307,200	352,100	386,000	426,500
	4	177,900	193,600	225,800	250,100	309,400	354,300	388,100	428,400
	5	179,700	195,700	227,900	252,200	311,600	356,300	389,800	429,800
	6	181,500	197,600	229,700	254,300	313,700	358,400	391,800	431,500
	7	183,500	199,600	231,700	256,400	315,800	360,600	393,600	433,100
	8	185,600	201,700	233,600	258,500	317,900	362,800	395,400	434,600
	9	187,300	203,800	235,600	260,600	320,200	364,500	397,100	436,200
	10	189,100	205,900	237,500	262,700	322,400	366,700	399,100	437,900
	11	190,900	207,700	239,400	264,800	324,500	368,700	401,100	439,500
	12	192,700	209,600	241,300	266,900	326,500	370,900	403,200	441,100
	13	195,000	211,600	243,300	269,000	328,700	372,700	404,900	442,200
	14	197,300	213,600	245,200	271,100	330,600	374,800	407,000	443,800
	15	199,600	215,600	247,200	273,100	332,800	376,800	409,000	445,600
	16	201,600	217,600	249,200	275,300	334,800	378,900	411,100	447,400
	17	204,200	219,600	251,300	277,300	336,500	380,500	412,800	449,000
	18	206,700	221,400	253,100	279,400	338,800	382,500	414,500	450,800
	19	209,200	223,400	254,900	281,600	341,000	384,400	416,200	452,600
	20	211,400	225,300	256,700	283,700	343,300	386,400	417,800	454,300
	21	213,200	227,400	258,400	285,700	345,300	388,100	419,500	455,900
	22	215,000	229,200	260,200	287,800	347,400	390,200	421,100	457,600
	23	216,800	231,000	261,800	290,000	349,600	392,300	422,500	459,200
	24	218,700	232,800	263,500	292,000	351,700	394,300	424,000	461,000
	25	220,400	234,600	264,800	294,300	353,700	396,000	425,300	462,500
	26	222,300	236,500	266,400	296,100	355,700	398,000	426,700	463,900
	27	224,100	238,400	267,700	298,200	357,700	400,100	428,200	465,400
	28	225,800	240,300	269,000	300,500	359,800	402,200	429,800	466,700
	29	227,600	241,800	270,400	302,200	361,500	403,700	431,100	467,900
	30	229,400	243,600	271,800	304,300	363,500	405,500	432,800	468,600
	31	231,200	245,400	272,900	306,300	365,300	407,200	434,500	469,300
	32	232,800	247,200	274,200	308,400	367,400	408,900	436,100	470,000
	33	234,500	248,800	274,900	310,300	369,100	410,600	437,500	470,500
	34	236,200	250,200	276,300	312,500	371,100	412,100	439,200	471,300
	35	237,900	251,400	277,700	314,600	373,100	413,700	440,900	472,000
	36	239,100	252,700	279,000	316,600	375,100	415,200	442,500	472,600
	37	240,900	254,000	280,300	318,700	376,900	416,500	443,900	472,900
	38	242,700	255,200	281,500	320,700	379,000	418,000	444,600	473,500
	39	244,500	256,500	282,800	322,800	381,100	419,500	445,300	474,000
	40	245,900	257,700	284,300	324,800	383,100	421,000	446,000	474,500
	41	247,400	258,800	285,500	326,500	385,000	422,500	446,400	475,000
	42	248,700	259,900	287,200	328,800	387,100	423,800	447,000	475,400
	43	250,100	261,100	289,200	330,900	389,200	425,100	447,700	475,800
	44	251,400	262,200	291,200	333,200	391,100	426,300	448,300	476,200
	45	252,700	262,700	293,100	335,100	392,800	427,300	449,100	476,500
	46	253,900	263,900	295,000	337,100	394,300	428,000	449,800	
	47	255,100	265,000	296,700	339,200	395,600	428,800	450,300	
	48	256,200	266,000	298,500	341,200	397,000	429,600	450,800	
	49	257,400	266,800	300,200	343,100	398,200	430,100	451,300	
	50	258,400	268,000	301,900	345,200	399,300	430,500	451,600	
	51	259,500	269,000	303,700	347,100	400,300	430,900	451,900	
	52	260,100	270,000	305,400	349,100	401,300	431,200	452,300	
	53	261,200	271,200	307,200	350,900	402,500	431,500	452,700	
	54	262,300	272,400	308,800	353,000	403,700	431,900	452,900	
	55	263,400	273,700	310,600	354,800	404,800	432,200	453,200	
	56	264,200	274,900	312,100	356,900	406,000	432,500	453,400	
	57	265,400	276,000	313,800	358,300	407,300	432,800	453,800	
再任用職員以外の職員	58	266,400	277,400	315,600	360,300	408,100	433,100	454,000	
	59	267,500	278,700	317,500	362,200	408,900	433,400	454,200	
	60	268,700	280,100	319,400	364,300	409,600	433,700	454,400	
	61	269,500	281,900	321,100	366,200	410,100	434,000	454,800	
	62	270,900	283,600	323,000	368,300	410,800	434,300	455,000	
	63	272,100	285,100	324,900	370,300	411,500	434,600	455,200	

64	273,100	286,500	326,700	372,300	412,100	434,900	455,500	
65	274,600	288,000	328,100	374,300	412,800	435,200	455,800	
66	275,800	289,600	329,700	376,400	413,200	435,500		
67	277,200	291,200	331,100	378,500	413,800	435,800		
68	278,800	292,700	332,800	380,500	414,400	436,100		
69	280,400	294,100	334,300	382,200	414,800	436,300		
70	281,700	295,800	336,000	383,900	415,400	436,600		
71	283,200	297,600	337,600	385,500	415,900	436,900		
72	284,600	299,400	339,400	387,200	416,400	437,200		
73	285,800	300,800	340,300	388,600	416,900	437,400		
74	287,200	302,600	342,000	389,600	417,500	437,700		
75	288,400	304,400	343,600	390,600	417,900	438,000		
76	289,900	306,100	345,200	391,600	418,400	438,300		
77	291,400	307,400	346,800	392,900	418,800	438,500		
78	293,000	309,100	348,500	394,000	419,100	438,800		
79	294,600	310,500	350,200	395,100	419,400	439,100		
80	295,800	312,200	351,900	396,300	419,700	439,400		
81	297,200	313,600	353,500	397,600	420,000	439,600		
82	298,700	315,000	355,100	398,400	420,300	439,900		
83	300,200	316,300	356,700	399,200	420,600	440,200		
84	301,100	317,800	358,300	399,900	420,900	440,500		
85	302,600	318,500	359,500	400,400	421,100	440,700		
86	303,800	320,100	360,900	401,100	421,400			
87	305,300	321,600	362,200	401,800	421,700			
88	306,600	323,300	363,600	402,500	422,000			
89	308,000	325,100	364,800	402,800	422,200			
90	309,100	326,800	366,000	403,500	422,500			
91	310,500	328,400	367,300	404,200	422,800			
92	311,400	330,000	368,600	404,800	423,000			
93		331,700	369,900	405,200	423,200			
94		333,400	371,100	405,700	423,500			
95		335,000	372,300	406,300	423,800			
96		336,700	373,500	406,800	424,000			
97		338,100	374,700	407,300	424,200			
98				407,700	424,500			
99				408,200	424,800			
100				408,700	425,000			
101				409,200	425,200			
102				409,700				
103				410,300				
104				410,800				
105				411,200				
106				411,800				
107				412,300				
108				412,500				
109				412,800				
110				413,300				
111				413,600				
112				413,900				
113				414,200				
114				414,600				
115				415,000				
116				415,400				
117				415,700				
118				416,100				
119				416,500				
120				416,800				
121				417,200				
122				417,600				
123				418,000				
124				418,300				
125				418,600				
再任用職員	241,500	257,300	265,500	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

別表第3（備考を除く。）を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

技能職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

		円	円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
	37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
	38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
	39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
	40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
	41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
	42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
	43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
	44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
	45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
	46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
	47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
	48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
	49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
	50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
	51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
	52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
	53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
	54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
	55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
	56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
	57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
	58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
	59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
	60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
	61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
	62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
	63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
	64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
	65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
	66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
	67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
	68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
	69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
	70	213,300	253,100	282,500	311,300	

再任
用職
員以
外の
職員

	71	213,600	253,500	283,300	311,800	
	72	214,000	253,900	284,000	312,300	
	73	214,200	254,100	284,800	312,600	
	74	214,600	254,500	285,500	313,100	
	75	215,100	255,000	286,300	313,600	
	76	215,700	255,500	287,100	314,000	
	77	215,900	255,800	287,700	314,200	
	78	216,600	256,200	288,200	314,500	
	79	217,100	256,700	288,700	314,800	
	80	217,600	257,200	289,100	315,100	
	81	218,300	257,500	289,500	315,400	
	82	218,600	257,800	289,900	315,700	
	83	219,200	258,100	290,400	316,000	
	84	219,900	258,400	290,900	316,300	
	85	220,500	258,600	291,300	316,500	
	86	220,900	258,800	291,900	316,900	
	87	221,300	259,100	292,500	317,200	
	88	222,000	259,400	293,100	317,400	
	89	222,500	259,600	293,400	317,600	
	90	223,000	259,800	293,900	317,900	
	91	223,500	260,200	294,400	318,200	
	92	223,900	260,400	294,800	318,500	
	93	224,300	260,700	295,200	318,700	
	94	224,700	261,100	295,700	319,000	
	95	225,100	261,400	296,200	319,300	
	96	225,400	261,700	296,700	319,500	
	97	225,700	261,900	297,000	319,700	
	98	226,200	262,200	297,400	320,000	
	99	226,700	262,400	297,900	320,300	
	100	227,200	262,700	298,400	320,500	
	101	227,600	263,000	298,800	320,700	
	102	228,100	263,200	299,200	321,000	
	103	228,700	263,500	299,500	321,300	
	104	229,300	263,800	299,800	321,500	
	105	229,700	264,000	300,100	321,700	
	106	230,200	264,200	300,500	322,000	
	107	230,500	264,500	300,900	322,300	
	108	230,900	264,700	301,300	322,500	
	109	231,100	265,000	301,600	322,700	
	110	231,500	265,300	302,000	323,000	
	111	232,000	265,600	302,400	323,300	
	112	232,400	265,800	302,700	323,500	
	113	232,600	266,000	302,900	323,700	
	114	233,100	266,300	303,200	324,000	
	115	233,600	266,500	303,500	324,300	
	116	234,100	266,700	303,700	324,500	
	117	234,400	267,000	303,900	324,700	
	118	234,800	267,300	304,200	325,000	
	119	235,200	267,600	304,500	325,300	
	120	235,600	267,900	304,700	325,500	
	121	236,000	268,100	304,900	325,700	
	122		268,300	305,200	326,000	
	123		268,600	305,500	326,300	
	124		268,900	305,700	326,500	
	125		269,100	305,900	326,700	
	126		269,300	306,200	327,000	
	127		269,600	306,500	327,300	
	128		269,900	306,700	327,500	
	129		270,100	306,900	327,700	
	130		270,300	307,200	328,000	
	131		270,600	307,500	328,300	
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用	ア	187,700	215,200	244,900	289,700	315,100

職員イ		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700
-----	--	---------	---------	---------	---------	---------

別表第4中「164,200」を「165,900」に、「170,100」を「171,700」に、「180,700」を「182,200」に、「187,200」を「188,700」に、「194,000」を「195,500」に、「200,900」を「202,400」に、「208,300」を「209,800」に、「215,800」を「217,300」に、「223,200」を「224,700」に、「230,000」を「231,500」に、「236,100」を「237,600」に改める。

第6条 池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第33条第4項中「100分の225」を「100分の222.5」に改める。

第34条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に、「100分の117.5」を「100分の115」に改める。

(池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年池田市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「最初の月の」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

フルタイム会計年度任用職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	132,300	150,600	181,600	183,200
2	133,200	151,700	183,400	185,700
3	134,200	152,800	185,200	188,300
4	135,100	153,900	187,000	191,000
5	136,100	154,900	188,600	193,700
6	137,100	156,300	190,400	196,500
7	138,100	157,600	192,200	199,300
8	139,100	158,900	193,900	202,200
9	139,900	160,100	195,500	205,000
10	140,900	161,600	197,300	208,000
11	141,900	163,100	199,100	210,900
12	143,000	164,700	200,900	213,800
13	143,800	165,900	202,400	216,400
14	144,800	167,400	204,200	218,100
15	145,800	168,900	206,000	219,900
16	146,800	170,400	207,800	221,600
17	147,900	171,700	209,400	223,300
18	149,200	174,400	211,200	225,000
19	150,400	177,000	213,000	226,800
20	151,600	179,600	214,800	228,400
21	152,700	182,200	216,200	230,300
22	153,900	183,900	218,000	232,200
23	155,100	185,500	219,700	234,200
24	156,300	187,200	221,500	236,200
25	157,400	188,700	223,200	237,800
26	158,900	190,400	224,900	239,700
27	160,400	192,200	226,500	241,600
28	161,900	193,900	228,100	243,600
29	163,300	195,500	229,500	245,300
30	164,700		231,200	247,200
31	166,200		232,800	249,200
32	167,700		234,400	251,200
33	169,100		235,400	253,000
34	170,900		236,900	255,000
35	172,700		238,300	256,900
36	174,500		239,500	258,800
37	176,200		240,700	260,200
38	177,900		241,900	261,800

39	179,600	242,900	263,300
40	181,300	244,100	264,900
41	182,800	245,400	266,500
42	184,200	246,400	267,700
43	185,500	247,600	268,600
44	186,900	248,900	269,700
45	188,400	249,800	270,600
46	189,700	251,100	271,500
47	191,100	252,300	272,200
48	192,500	253,600	272,900
49	193,800	255,000	273,800
50	194,900	256,400	274,400
51		257,600	275,100
52		258,800	275,900
53		260,000	276,800
54		261,200	277,500
55		262,500	278,400
56		263,600	279,300
57		264,700	280,100
58		265,800	281,300
59		267,100	282,200
60		268,400	283,600
61		269,400	284,600
62		270,500	286,000
63		271,800	287,100
64		273,100	288,200
65		274,000	289,300
66		275,000	290,400
67		275,900	291,600
68		277,000	292,700
69		278,100	293,800
70		279,100	294,700
71		280,000	295,700
72		281,000	296,700
73		281,500	297,800
74		282,400	298,800
75		283,100	299,900
76		284,000	301,000
77		285,000	301,700
78		285,800	302,600
79		286,600	303,400
80		287,400	304,300
81		288,200	305,000
82		288,700	305,900
83		289,100	306,800
84		289,600	307,700
85		289,800	308,100
86		290,100	308,800
87		290,300	309,500
88		290,700	310,400
89		290,900	311,300
90			312,100
91			312,900
92			313,600
93			314,300
94			315,000
95			315,700
96			316,400
97			316,800
98			317,200

99			317,600
100			318,000
101			318,300
102			318,700
103			319,000
104			319,400
105			319,800
106			320,300
107			320,800
108			321,300
109			321,700
110			322,200
111			322,600
112			323,100
113			323,400
114			323,900
115			324,300
116			324,800
117			325,100
118			325,500
119			326,000
120			326,500
121			326,700
122			327,100
123			327,600
124			327,900
125			328,100
126			328,400
127			328,900
128			329,300
129			329,500
130			329,900
131			330,400
132			330,800
133			331,000
134			331,400
135			331,900
136			332,200
137			332,500
138			332,900
139			333,300
140			333,700
141			334,100

別表第3を次のように改める。

別表第3（第17条、第22条関係）

パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	基準月額	基準月額	基準月額	基準月額
	円	円	円	円
1	152,145	173,190	208,840	210,680
2	153,180	174,455	210,910	213,555
3	154,330	175,720	212,980	216,545
4	155,365	176,985	215,050	219,650
5	156,515	178,135	216,890	222,755
6	157,665	179,745	218,960	225,975
7	158,815	181,240	221,030	229,195
8	159,965	182,735	222,985	232,530
9	160,885	184,115	224,825	235,750

10	162,035	185,840	226,895	239,200
11	163,185	187,565	228,965	242,535
12	164,450	189,405	231,035	245,870
13	165,370	190,785	232,760	248,860
14	166,520	192,510	234,830	250,815
15	167,670	194,235	236,900	252,885
16	168,820	195,960	238,970	254,840
17	170,085	197,455	240,810	256,795
18	171,580	200,560	242,880	258,750
19	172,960	203,550	244,950	260,820
20	174,340	206,540	247,020	262,660
21	175,605	209,530	248,630	264,845
22	176,985	211,485	250,700	267,030
23	178,365	213,325	252,655	269,330
24	179,745	215,280	254,725	271,630
25	181,010	217,005	256,680	273,470
26	182,735	218,960	258,635	275,655
27	184,460	221,030	260,475	277,840
28	186,185	222,985	262,315	280,140
29	187,795	224,825	263,925	282,095
30	189,405		265,880	284,280
31	191,130		267,720	286,580
32	192,855		269,560	288,880
33	194,465		270,710	290,950
34	196,535		272,435	293,250
35	198,605		274,045	295,435
36	200,675		275,425	297,620
37	202,630		276,805	299,230
38	204,585		278,185	301,070
39	206,540		279,335	302,795
40	208,495		280,715	304,635
41	210,220		282,210	306,475
42	211,830		283,360	307,855
43	213,325		284,740	308,890
44	214,935		286,235	310,155
45	216,660		287,270	311,190
46	218,155		288,765	312,225
47	219,765		290,145	313,030
48	221,375		291,640	313,835
49	222,870		293,250	314,870
50	224,135		294,860	315,560
51			296,240	316,365
52			297,620	317,285
53			299,000	318,320
54			300,380	319,125
55			301,875	320,160
56			303,140	321,195
57			304,405	322,115
58			305,670	323,495
59			307,165	324,530
60			308,660	326,140
61			309,810	327,290
62			311,075	328,900
63			312,570	330,165
64			314,065	331,430
65			315,100	332,695
66			316,250	333,960
67			317,285	335,340
68			318,550	336,605
69			319,815	337,870

70	320,965	338,905
71	322,000	340,055
72	323,150	341,205
73	323,725	342,470
74	324,760	343,620
75	325,565	344,885
76	326,600	346,150
77	327,750	346,955
78	328,670	347,990
79	329,590	348,910
80	330,510	349,945
81	331,430	350,750
82	332,005	351,785
83	332,465	352,820
84	333,040	353,855
85	333,270	354,315
86	333,615	355,120
87	333,845	355,925
88	334,305	356,960
89	334,535	357,995
90		358,915
91		359,835
92		360,640
93		361,445
94		362,250
95		363,055
96		363,860
97		364,320
98		364,780
99		365,240
100		365,700
101		366,045
102		366,505
103		366,850
104		367,310
105		367,770
106		368,345
107		368,920
108		369,495
109		369,955
110		370,530
111		370,990
112		371,565
113		371,910
114		372,485
115		372,945
116		373,520
117		373,865
118		374,325
119		374,900
120		375,475
121		375,705
122		376,165
123		376,740
124		377,085
125		377,315
126		377,660
127		378,235
128		378,695
129		378,925

130			379,385
131			379,960
132			380,420
133			380,650
134			381,110
135			381,685
136			382,030
137			382,375
138			382,835
139			383,295
140			383,755
141			384,215

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5条（第22条の2第1項及び第2項の改正規定に限る。）、第6条及び第7条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 第5条の規定（第22条の2第1項及び第2項、第33条第2項及び第4項並びに第34条第2項の改正規定を除く。）による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定は平成31年4月1日からの給与について、第1条の規定による改正後の池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正議員報酬条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の池田市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正特別職給与条例」という。）の規定及び第5条の規定（第33条第4項及び第34条第2項の改正規定に限る。）による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定は令和元年12月1日からの給与について適用する。
(給与の内払)
- 前項の場合において、第1条の規定による改正前の池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の池田市特別職の職員の給与に関する条例の規定及び第5条の規定による改正前の池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正議員報酬条例の規定、改正特別職給与条例の規定及び第5条の規定による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。
(市長への委任)
- 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び審査請求における提出書類等の写しの交付に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月23日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第31号

池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び審査請求における提出書類等の写しの交付に関する手数料条例の一部を改正する条例

(池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第1条 池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年池田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改める。

第3条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「ところにより、」の次に「規則で定める」を加え、「申請等をするもの」を「その手続等の相手方」に改め、「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「申請等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の」を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において収入証紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第4条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「ところにより、」の次に「規則で定める」を加え、「（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）」を削り、「使用して」を「使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に、「受けるもの」を「受ける者」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「処分通知等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「当該署名等に代える」を「代える」に改め、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加える。

第6条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「作成等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に、「当該署名等に代える」を「代える」に改める。

第8条を第10条とする。

第7条中「使用して行わせ、又は」を「使用する方法により」に、「とりまとめて、」を「取りまとめて」に改め、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（適用除外）

第7条 次に掲げる手続等については、この条例の規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

（添付書面等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（審査請求における提出書類等の写しの交付に関する手数料条例の一部改正）

第2条 審査請求における提出書類等の写しの交付に関する手数料条例（平成28年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「（日本産業規格A列3番まで）」を「※A3判以内の用紙に限る。」に改め、同表備考第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同表備考に次の1項を加える。

3 「A3判以内の用紙」とは、日本産業規格A列3番の用紙の大きさに収まる範囲内の同規格の用紙をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「新条例」という。）第3条及び第4条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等（新条例第2条第6号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（新条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。）について適用し、この条例の施行の前に行われた電子情報処理組織による申請等（第1条の規定による改正前の池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第6号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（旧条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。）については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

規 則

池田市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月15日

池田市長 富田 裕 樹

池田市規則第28号

池田市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

池田市民文化会館条例施行規則（昭和49年池田市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1（備考を除く。）を次のように改める。

別表第1（第13条関係）

附属設備利用料金表

		器具等の名称	単位	使用区分 利用料金 円	全日利用料 円	附記
大ホール	舞台設備	所作台	1式	17,600	20,900	
		平台	1式	8,800	11,000	
		松竹羽目	1式	4,400	5,060	
		金屏風	1双	5,500	6,820	
		指揮台	1式	770	990	譜面台付き
		楽団用譜面台((A))	1台	176	220	
		楽団用譜面台((B))	1台	264	330	
		緋毛仙	1式	1,100	1,430	
		長布団	1枚	330	440	
		上敷	1式	1,540	1,870	
		プログラムスタンド	1台	330	440	
		ケ込	1式	1,430	1,870	
		舞台前階段	1台	330	440	
		舞台用高台足	1台	440	550	
		舞台用階段	1式	660	770	
		音響反射板	1式	9,900	13,200	
		オーケストラピット	1式	13,750	17,600	
		オーケストラピット	1か所	6,600	8,800	
	照明設備	花道フットライト	2列	2,420	2,970	60W80灯付き
		フットライト	1列	2,420	2,970	60W76灯付き
		第1サスペンションライト	1列	4,840	6,050	1KW10台
		第2サスペンションライト	1列	4,840	6,050	1KW10台
		第3サスペンションライト	1列	4,840	6,050	1KW10台
第4サスペンションライト		1列	4,840	6,050	1KW10台	
第5サスペンションライト		1列	4,840	6,050	1KW10台	
第1プロセニウムサスペンションライト	1列	4,400	6,050	1KW10台		
第2プロセニウムサスペンションライト	1列	4,400	6,050	1KW10台		

		フロントサイドスポットライト	1式	24,200	29,700	1KWハロゲンスポット24灯付き
		シーリングライト	1式	13,200	16,500	1KWハロゲンスポット30灯付き
		ギャラリースポットライト	1台	1,100	1,320	1KWレンズスポット
		トーマンタルタワーライト	1組	2,640	3,300	1KWレンズスポットライト6台
		アッパー水平ライト	1式	4,620	5,720	500Wハロゲンランプ15灯付き
		ローア水平ライト	1式	5,940	7,260	300Wハロゲンランプ24灯付き
		センタースポットライト	1台	6,600	8,250	2KWクセノンピンスポットライト
		反射板照明器具	1式	8,800	11,000	500Wハロゲンランプ30灯付き
小ホール	照明設備	フットライト	1列	1,430	1,760	60W36灯付き
		第1ボーダーライト	1列	1,650	2,090	100W36灯付き
		第2ボーダーライト	1列	1,650	2,090	100W36灯付き
		第1サスペンションライト	1列	4,180	5,280	500W19台
		第2サスペンションライト	1列	4,180	5,280	500W19台
		アッパー水平ライト	1列	2,200	2,750	150W39灯付き
		ローア水平ライト	1列	2,750	3,520	150W36灯付き
		フロントサイドスポットライト	1式	3,740	4,620	500W12台
		シーリングライト	1式	3,740	4,620	500W12台
大ホール	音響設備	テープレコーダー卓	1台	2,860	3,630	
		コンデンサーマイクロホン((A))	1本	1,980	2,420	
		コンデンサーマイクロホン((B))	1本	1,980	2,420	
		ダイナミックマイクロホン((A))	1本	1,980	2,420	
		ダイナミックマイクロホン((B))	1本	1,980	2,420	
		超指向性マイクロホン	1本	1,980	2,420	
		ワイヤレスマイクロホンA	1本	2,640	3,300	電池付き
		エレベーターマイク装置	1本	3,410	4,400	コンデンサーマイクロホン((A))1本付き
小ホール	音響設備	コンデンサーマイクロホン	1本	1,540	1,870	
		ダイナミックマイクロホン	1本	1,540	1,870	
		ワイヤレスマイクロホンB	1本	2,640	3,300	電池付き
大ホール	映写設備	スクリーン	1式	5,500	6,820	
		リヤースクリーン	1式	7,040	8,800	
小ホール	映写設備	スクリーン	1式	2,200	2,750	
	その他設備	ストリップライト((A))	1台	990	1,210	60W8灯付き
		ストリップライト((B))	1台	770	990	60W4灯付き
		効果器具A	1台	2,090	2,640	
		効果器具B	1台	1,210	1,430	
		リプルマシン	1台	660	770	
		芯無しマシン	1台	2,200	3,630	
		ミラーボール	1台	1,540	1,760	
		フットスポットライト	1台	1,100	1,430	
		フォロー用スポットライトA	1台	3,850	4,840	
		フォロー用スポットライトB	1台	4,400	5,500	
		スポットライト((A))	1台	1,980	2,420	1.5KWフレネルスポット
		スポットライト((B))	1台	1,100	1,430	1KWフレネルスポット
		スポットライト((C))	1台	880	1,100	500Wフレネルスポット

スポットライト((D))	1台	770	990	500Wベビースポット
オーバーヘッドプロジェクター	1台	3,520	4,400	照明用
グランドピアノ((Y)) (大ホール用)	1台	16,500	16,500	フルコンサート85型
グランドピアノ((S)) (大ホール用)	1台	38,500	38,500	スタインウェイD274型
グランドピアノ((B)) (大ホール用)	1台	38,500	38,500	ベーゼンドルファー290型
グランドピアノ (小ホール用)	1台	11,000	11,000	セミコンサートC-6
ピアノ (イベントスペース用)	1台	5,500	5,500	セミコンサートY-CS
ピアノ (コンベンションルーム用)	1台	3,300	3,300	
電子オルガン	1台	2,200	2,750	
小ホール用演台	1台	660	770	
大ホール用演台	1台	1,980	2,420	
イベントスペース用ダイナミックマイクロホン	1本	1,430	1,870	
イベントスペース用ワイヤレスマイクロホン	1本	2,640	3,300	電池付き
パイプイス	1台	110	154	
移動黒板	1台	1,100	1,320	
切符もぎり台	1台	770	990	
スピーカー((A))	1組	3,300	4,180	ステージ用
スピーカー((B))	1組	2,200	2,750	ハネ返り用
スピーカー((C))	1組	2,200	2,750	可搬型
コンベンションルームダイナミックマイクロホン	1本	1,100	1,430	
コンベンションルームワイヤレスマイクロホン	1本	1,100	1,430	電池付き
コンベンションルームスポットライト	1式	6,160	7,700	
ラジオ中継料	1回	4,950	6,160	
テレビ中継料	1回	7,150	9,020	
大ホール浴室	1室	3,300	4,180	
電源料	1KW	440	550	
移動用テープレコーダー	1台	990	1,210	
テーブル	1台	330	396	
楽団用丸イス	1台	154	198	
番号スタンド	1台	440	506	
姿身	1台	330	374	
舞台装飾幕	1式	14,300	18,700	
ライティングレール	1回路	2,310	2,860	
ビデオプロジェクター	1台	11,000	14,300	
ビデオデッキ	1台	1,320	1,650	
書画カメラ	1台	2,200	2,750	

別表備考第1項を次のように改める。

- この表（この項を除く。）において「使用区分」とは、条例別表(1)ホール、コンベンションルーム及びイベントスペースの利用料金の表に定める使用区分（午前9時から午後10時までの使用区分を除く。）をいい、「全日」とは、同表に定める午前9時から午後10時までの使用区分をいう。

別表第1備考第4項を同表備考第5項とし、同表備考第3項を同表備考第4項とし、同表備考第2項中「実費を」の次に「別に」を加え、同項を同表備考第3項とし、同表備考第1項の次に次の1項を加える。

- この表に定める使用区分利用料金の額は、使用区分1区分に係るものとする。

57,240	71,280
77,760	97,200
56,160	70,200
105,840	132,840

別表第2(1)大ホールの表中「区分」を「使用区分」に、

を

23,760	30,240
209,520	259,200

58,300	72,600
79,200	99,000
57,200	71,500
107,800	135,300
24,200	30,800
213,400	264,000

に、

効果器具A	1式
-------	----

を

効果器具A	1台
-------	----

に改め、同表(2)小ホールの表中「区分」を「使用区分」に、

21,600	28,080
28,080	35,640
6,480	8,100
32,400	41,040
57,240	72,360

を

22,000	28,600
28,600	36,300
6,600	8,250
33,000	41,800
58,300	73,700

に改め、

同表備考第1項を次のように改める。

1 この表（この項を除く。）において「使用区分」とは、条例別表(1)ホール、コンベンションルーム及びイベントスペースの利用料金の表に定める使用区分（午前9時から午後10時までの使用区分を除く。）をいい、「全日」とは、同表に定める午前9時から午後10時までの使用区分をいう。

別表第2備考第4項中「規定する」を「掲げる」に改め、「利用料金」の次に「の額」を加え、同項を同表備考第5項とし、同表備考第3項中「記載する」を「掲げる附属設備」に改め、同項を同表備考第4項とし、同表備考第2項を同表備考第3項とし、同表備考第1項の次に次の1項を加える。

2 この表に定める使用区分利用料金の額は、使用区分1区分に係るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前において、施行日以後の使用に係る池田市民文化会館条例（昭和49年池田市条例第38号）第9条第1項の許可を受けたもの（施行日以後において、同項の規定により当該許可された事項の変更の許可（使用区分等の変更により適用される利用料金の額が変更されるものに限る。）を受けたものを除く。）が附属設備を利用する場合に適用される利用料金の額は、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月15日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第29号

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

池田市行政組織及び事務分掌規則（昭和58年池田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第5号中オを削り、カをオとし、キからシまでをカからサまでとする。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月12日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第30号

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

池田市行政組織及び事務分掌規則（昭和58年池田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第9条第5項第3号テを削る。

第9条第8項第1号中ヤをユとし、モをヤとし、メの次に次のように加える。

モ 一般財団法人池田みどりスポーツ財団との連絡調整に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当支給規則及び職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月11日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第31号

期末手当及び勤勉手当支給規則及び職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正）

第1条 期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和46年池田市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「、若しくは失職し」を削り、同項第2号中「又は失職」を削る。

第5条第1項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

（職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 職員の退職手当に関する条例施行規則（平成6年池田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月12日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第32号

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則（平成18年池田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」、「成年被後見人又は被保佐人」を「心身の故障により管理の業務を行うに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び池田市行政不服審査法の規定に基づく行政手続の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月23日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第33号

池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び池田市行政不服審査法の規定に基づく行政手続の実施に関する規則の一部を改正する規則

（池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第1条 池田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年池田市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第8条」に改める。

第2条第2項第1号中「市長若しくは」を「市の機関のうち市長若しくは」に改め、「であって法律若しくは条例上独立に権限を行使することを認められた職員」を削り、同項第3号ア中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署

名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

第4条第1項中「次条第1項」を「第6条第1項」に、「暗証番号」を「暗証符号」に、「ものは」を「者は」に改め、同条第2項及び第3項中「もの」を「者」に改める。

第11条を第17条とする。

第10条を次のように改め、同条を第16条とする。

(適用除外となる手続等)

第10条 条例第7条第1号の規則で定める手続等は、別表の左欄に掲げる条例等の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等であって、それぞれ同表の右欄に掲げる手続等に該当するものとする。

第9条中「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を」を「電磁的記録により」に改め、「当該電磁的記録の」を削り、同条を第15条とする。

第8条中「書類の」を「書類により」に改め、同条を第14条とする。

第7条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に改め、同条第2項中「使用して」を「使用する方法により」に改め、「(入出力装置を含む。以下同じ。)」を削り、同条第3項中「ものが」を「者が」に、「ものの」を「者の」に改め、同条第4項及び第5項中「もの」を「者」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の2条を加える。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第12条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第10条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等の定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第13条 条例第4条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

第6条の見出し中「署名等に代わる」を「氏名又は名称を明らかにする」に改め、同条第1項中「規則で定める措置」を「措置であって規則で定めるもの」に改め、同項ただし書中「ものを」を「者を」に改め、同条第2項中「規則で定める措置」を「措置であって規則で定めるもの」に改め、「同条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に」を削り、「電磁的記録」を「もの」に、「次条第2項」を「次項及び第11条第2項」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第7条とする。

3 条例第6条第3項の措置であって規則で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することとする。

第7条の次に次の3条を加える。

(情報通信の技術による手数料の納付)

第8条 条例第3条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものは、第6条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第9条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第10条 条例第4条1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第5条第1項中「同項に規定する」を削り、「使用して」を「使用する方法により」に、「ものは」を「者は」に、「ものの」を「者の」に、「前条第1項」を「第4条第1項」に改め、同項ただし書中「ものが」を「者が」に改め、同条第2項中「使用して」を「使用する方法により」に、「ものは」を「者は」に改め、同条第3項中「ものは」を「者は」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「もの」を「者」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「ものが」を「者が」に、「ものに係る」を「者に係る」に、「ものの」を「者の」に改め、同項第4号中「もの」を「者」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第5条 条例第3条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第16条関係)

池田市印鑑条例（昭和51年池田市条例第21号）	第3条（第8条第1項、第9条第1項及び第11条第1項において準用する場合を含む。）、第8条第1項、第9条第1項及び第11条第1項	申請等
	第7条第1項	処分通知等
池田市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例（平成5年池田市条例第2号）	第3条、第7条、第10条及び第13条	申請等

（池田市行政不服審査法の規定に基づく行政手続の実施に関する規則の一部改正）

第2条 池田市行政不服審査法の規定に基づく行政手続の実施に関する規則（平成28年池田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市立3R推進センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第34号

池田市立3R推進センター条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立3R推進センター条例施行規則（平成21年池田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「まで」の次に「（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前10時から午後5時まで）」を加え、同項第2号中「第2火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）」を「第1火曜日」に、「12月29日」を「第3火曜日並びに12月28日」に、「1月3日」を「1月4日」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

訓 令

池田市職員身元保証規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁中一般

令和元年12月11日

池田市長 富田裕樹

池田市訓令第1号

池田市職員身元保証規程の一部を改正する訓令

池田市職員身元保証規程（昭和30年池田市規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「あらたに」を「新たに」に、「採用せられたもの」を「採用された者」に、「別記様式の保証書を」を「身元保証書（別記様式）を当該採用された日から起算して」に改め、同項第1号中「市内に居住し、」を削り、「営むもので」を「営みに」、「もの。」を「者であること。」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

第3条第1項に次の1号を加える。

(3) 心身の故障により保証人として必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

様式中「様式」を「様式（第3条関係）」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

池 田 病 院

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和元年10月30日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第3号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程（昭和42年池田市病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

医師事務作業補助	1, 100円	8, 600円
----------	---------	---------

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

市立池田病院事業の使用料及び手数料規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和元年11月21日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第4号

市立池田病院事業の使用料及び手数料規程の一部を改正する規程

市立池田病院事業の使用料及び手数料規程（平成18年池田市病院管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「1回 2, 000」を「1回 1, 000」に改める。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和元年12月25日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第5号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程（昭和42年池田市病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

附則別表、別表第1、別表第2（ア）医療職給料表（一）並びに同表（イ）医療職給料表（二）及び同表（ウ）医療職給料表（三）を次のように改める。

附則別表

職員の 区分	職務の級		3級の2									
	号給	給料月額		給料月額								
		円										
	1	240,200	25	287,000	50	335,300	75	365,900	100	379,000		
	2	242,200	26	288,900	51	337,300	76	366,600	101	379,400		
	3	244,200	27	290,800	52	339,200	77	366,900	102	379,900		
	4	246,200	28	292,600	53	341,100	78	367,600	103	380,300		
	5	248,100	29	294,400	54	343,000	79	368,300	104	380,700		
	6	250,000	30	296,400	55	344,800	80	369,000	105	381,000		
	7	252,100	31	298,500	56	346,700	81	369,300	106	381,400		
	8	254,100	32	300,500	57	348,200	82	369,900	107	381,800		
	9	256,000	33	302,400	58	349,600	83	370,600	108	382,200		
	10	258,100	34	304,500	59	351,100	84	371,200	109	382,600		
	11	260,100	35	306,500	60	352,600	85	371,500	110	383,000		
	12	262,100	36	308,600	61	354,200	86	372,100	111	383,500		
	13	264,200	37	310,300	62	355,000	87	372,800	112	383,900		
	14	266,000	38	312,400	63	356,200	88	373,400	113	384,300		
	15	267,800	39	314,400	64	357,200	89	373,800	114	384,700		
	16	269,900	40	316,400	65	358,100	90	374,300	115	385,200		
	17	271,600	41	318,100	66	359,200	91	374,900	116	385,600		
	18	273,400	42	320,100	67	360,100	92	375,400	117	386,000		
	19	275,200	43	322,200	68	361,200	93	375,900	118	386,400		
	20	277,200	44	324,300	69	362,100	94	376,500	119	386,900		
	21	279,200	45	325,500	70	362,800	95	377,000	120	387,300		
	22	281,200	46	327,500	71	363,500	96	377,300	121	387,700		
	23	283,100	47	329,400	72	364,200	97	377,700				
	24	285,000	48	331,500	73	364,600	98	378,200				
			49	333,400	74	365,200	99	378,600				
									再任用 職員			274,600

別表第1 (第2条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,600	181,600	209,800	272,000	319,200	362,900	408,100
	2	151,700	183,400	211,700	274,200	321,400	365,500	410,500
	3	152,800	185,200	213,600	276,400	323,700	367,900	413,000
	4	153,900	187,000	215,500	278,600	325,900	370,500	415,400
	5	154,900	188,600	217,300	280,700	328,100	372,400	417,300
	6	156,300	190,400	219,200	282,900	330,100	374,900	419,600
	7	157,600	192,200	221,100	285,200	332,300	377,200	421,700
	8	158,900	193,900	223,000	287,400	334,500	379,700	423,900
	9	160,100	195,500	224,700	289,700	336,400	382,100	425,900
	10	161,600	197,300	226,600	291,900	338,600	384,800	428,000
	11	163,100	199,100	228,200	294,000	340,600	387,400	430,100
	12	164,700	200,900	229,800	296,000	342,800	390,100	432,200
	13	165,900	202,400	231,500	297,900	344,600	392,500	433,900
	14	167,400	204,200	233,100	300,000	346,600	394,800	435,700
	15	168,900	206,000	234,600	302,200	348,600	397,000	437,700
	16	170,400	207,800	236,200	304,200	350,600	399,400	439,700
	17	171,700	209,400	237,600	306,100	352,300	401,200	441,600
	18	174,400	211,200	239,300	308,400	354,300	403,200	443,400
	19	177,000	213,000	240,800	310,600	356,100	405,100	445,200
	20	179,600	214,800	242,400	312,900	358,000	406,900	446,900
	21	182,200	216,200	243,500	315,000	359,900	408,800	448,700
	22	183,900	218,000	245,000	317,100	361,800	410,600	450,200
	23	185,500	219,700	246,600	319,300	363,800	412,400	451,600
	24	187,200	221,500	247,900	321,400	365,700	414,300	453,100
	25	188,700	223,200	249,400	323,300	367,700	416,100	454,500
	26	190,400	224,900	250,800	325,300	369,600	417,600	455,800
	27	192,200	226,500	252,100	327,300	371,600	419,100	457,100
	28	193,900	228,100	253,500	329,300	373,600	420,700	458,300
	29	195,500	229,500	255,000	331,000	375,100	422,300	459,300
	30	196,900	231,200	256,500	333,100	376,900	423,600	460,000
	31	198,400	232,800	258,200	335,100	378,700	424,900	460,800
	32	199,900	234,400	260,000	337,200	380,300	426,100	461,500
	33	201,200	235,400	261,600	338,600	382,100	427,300	462,200
	34	202,500	236,900	263,300	340,500	383,500	428,600	463,000
	35	203,700	238,300	264,900	342,400	385,000	429,900	463,700
	36	205,000	239,500	266,500	344,300	386,600	431,100	464,300
	37	206,300	240,700	268,400	345,900	388,000	432,300	464,800
	38	207,600	241,900	270,200	347,800	389,200	433,100	465,400
	39	208,900	242,900	271,900	349,700	390,400	433,900	466,000
	40	210,200	244,100	273,600	351,500	391,500	434,700	466,600
	41	211,300	245,400	275,300	353,400	392,600	435,300	467,100
	42	212,600	246,400	277,000	355,200	393,800	436,000	467,600
	43	213,900	247,600	278,800	357,000	395,000	436,700	468,000
	44	215,200	248,900	280,300	358,700	396,100	437,400	468,300
	45	216,300	249,800	281,800	360,100	396,800	438,200	468,600
	46	217,400	251,100	283,700	361,400	397,500	439,000	
	47	218,400	252,300	285,500	362,800	398,200	439,400	
	48	219,500	253,600	287,400	364,200	398,900	440,100	
	49	220,600	255,000	289,000	365,500	399,500	440,600	
	50	221,600	256,400	290,700	366,400	400,100	441,000	
	51	222,500	257,600	292,500	367,500	400,600	441,400	
	52	223,500	258,800	294,300	368,600	401,000	441,800	
	53	223,800	260,000	295,800	369,400	401,400	442,200	
	54	224,600	261,200	297,500	370,300	401,700	442,600	
	55	225,400	262,500	299,000	371,200	402,000	443,000	
	56	226,100	263,600	300,600	372,100	402,300	443,300	
	57	226,800	264,700	302,200	373,000	402,600	443,600	
	58	227,800	265,800	303,900	373,800	402,900	444,000	
	59	228,600	267,100	305,500	374,600	403,200	444,300	
再任用職員 以外の職員	60	229,400	268,400	307,200	375,400	403,500	444,600	
	61	230,100	269,400	308,100	376,100	403,800	444,900	

62	230,800	270,500	309,600	376,800	404,100	445,200	
63	231,700	271,800	311,100	377,500	404,400	445,500	
64	232,700	273,100	312,700	378,200	404,700	445,800	
65	233,400	274,000	314,300	378,700	405,000	446,100	
66	234,000	275,000	315,900	379,300	405,300		
67	234,500	275,900	317,500	379,900	405,600		
68	235,200	277,000	319,000	380,600	405,900		
69	236,000	278,100	320,500	381,000	406,100		
70	236,600	279,100	321,700	381,700	406,400		
71	237,200	280,000	322,900	382,300	406,700		
72	237,700	281,000	324,100	382,900	407,000		
73	238,400	281,500	324,800	383,300	407,200		
74	239,100	282,400	325,700	383,900	407,500		
75	239,800	283,100	326,500	384,500	407,800		
76	240,300	284,000	327,300	385,100	408,000		
77	240,800	285,000	328,200	385,500	408,200		
78	241,500	285,800	328,600	386,000	408,500		
79	242,200	286,600	329,300	386,500	408,800		
80	242,900	287,400	330,100	387,100	409,000		
81	243,500	288,200	330,900	387,400	409,200		
82	244,200	288,700	331,600	387,800	409,500		
83	244,900	289,100	332,300	388,200	409,800		
84	245,600	289,600	333,000	388,600	410,000		
85	246,100	289,800	333,500	388,900	410,200		
86	246,600	290,100	334,100	389,200			
87	246,900	290,300	334,600	389,500			
88	247,300	290,700	335,200	389,800			
89	247,600	290,900	335,500	390,000			
90			336,000	390,300			
91			336,400	390,600			
92			336,900	390,800			
93			337,300	391,000			
94			337,800	391,300			
95			338,300	391,600			
96			338,800	391,800			
97			339,100	392,000			
98			339,500	392,300			
99			340,000	392,600			
100			340,400	392,800			
101			340,700	393,000			
102			341,100				
103			341,600				
104			342,000				
105			342,200				
106			342,600				
107			343,100				
108			343,500				
109			343,700				
110			344,100				
111			344,500				
112			344,800				
113			345,100				
114			345,500				
115			345,900				
116			346,300				
117			346,800				
118			347,200				
119			347,600				
120			348,000				
121			348,500				
122			348,900				
123			349,200				
124			349,500				
125			350,000				
再任用職員	187,700	215,200	244,900	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第2条関係）

（ア）医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700	497,700	593,900	628,400	655,200
	2	252,300	338,000	401,900	474,000	500,200	595,500	629,900	656,700
	3	254,800	340,900	404,500	476,200	502,600	597,000	631,300	658,000
	4	257,300	343,800	407,200	478,500	505,100	598,600	632,800	659,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700	507,400	600,000	634,100	660,900
	6	263,300	349,700	412,200	482,900	509,800	601,600	635,600	662,300
	7	267,100	352,800	414,900	485,100	512,200	603,100	637,100	663,700
	8	270,900	355,900	417,300	487,300	514,600	604,600	638,600	664,900
	9	274,500	358,700	419,500	489,300	516,700	605,700	639,700	665,800
	10	278,500	361,400	422,200	491,400	519,000	607,200	641,100	667,100
	11	282,500	364,500	424,800	493,500	521,300	608,700	642,400	668,400
	12	286,500	367,700	427,500	495,600	523,500	610,100	643,800	669,700
	13	290,300	370,600	429,900	497,700	525,700	611,600	645,200	671,000
	14	294,300	374,100	432,400	499,800	527,900	613,100	646,600	672,200
	15	298,200	377,100	434,800	501,900	530,000	614,600	648,000	673,500
	16	302,100	380,700	437,300	504,000	532,100	616,100	649,400	674,700
	17	305,800	384,300	439,300	506,100	534,200	617,500	650,800	676,000
	18	309,400	387,000	441,700	508,100	536,300	618,900	652,100	677,300
	19	312,900	389,500	444,000	510,100	538,300	620,300	653,400	678,400
	20	316,500	392,100	446,400	512,100	540,300	621,700	654,700	679,500
	21	320,100	394,900	447,900	513,900	542,300	623,100	656,000	680,600
	22	323,800	397,200	450,300	515,700	544,200	624,400	657,100	681,600
	23	327,300	399,700	452,600	517,600	546,200	625,800	658,400	682,700
	24	330,600	401,800	454,900	519,500	548,200	627,100	659,700	683,800
	25	334,100	403,800	456,900	521,200	550,100	628,500	661,000	684,900
	26	336,800	406,100	459,200	523,000	552,000	629,900	662,200	686,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800	553,900	631,300	663,500	687,000
	28	342,000	410,600	463,700	526,600	555,800	632,700	664,800	688,000
	29	344,800	412,900	465,800	528,200	557,300	633,700	665,800	688,600
	30	346,700	415,000	468,100	530,000	559,100	635,000	666,800	689,600
	31	348,900	417,000	470,400	531,800	560,900	636,300	667,900	690,500
	32	351,300	419,100	472,600	533,600	562,700	637,600	669,000	691,500
	33	353,500	421,000	474,600	535,200	564,300	638,700	669,900	692,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000	566,100	639,900	670,800	693,100
	35	357,900	424,600	478,800	538,700	567,600	641,000	671,700	693,900
	36	360,200	426,600	480,900	540,500	569,300	642,200	672,700	694,800
	37	362,400	428,500	483,000	542,100	570,900	643,200	673,600	695,500
	38	364,800	430,500	484,800	543,700	572,600	644,200	674,400	696,200
	39	367,000	432,400	486,600	545,100	574,000	645,000	674,900	696,700
	40	369,000	434,400	488,400	546,700	575,600	646,000	675,700	697,400
	41	371,300	436,200	490,100	548,200	577,100	646,800	676,400	697,900
	42	372,500	438,000	491,900	549,600	578,700	647,600	677,000	698,400
	43	373,900	439,700	493,700	551,000	580,200	648,400	677,600	698,900
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	581,600	649,100	678,100	699,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500	583,100	649,900	678,700	699,800
	46	377,600	445,100	498,800	554,500	584,500			
	47	379,100	446,900	500,600	555,500	585,900			
	48	380,600	448,600	502,400	556,500	587,200			
	49	381,700	450,400	504,000	557,500	588,400			
	50	382,700	452,100	505,300	558,400	589,700			
	51	383,700	453,900	506,600	559,300	591,000			
	52	384,500	455,700	507,900	560,200	592,200			
	53	385,400	457,600	508,900	561,000	593,300			
	54	386,300	458,800	510,200	561,900	594,600			
	55	387,000	460,000	511,500	562,800	595,900			
	56	387,900	461,200	512,800	563,700	597,200			
	57	388,600	462,400	513,800	564,600	598,600			
	58	389,500	463,400	514,600	565,500	599,800			
	59	390,300	464,400	515,400	566,400	601,200			
	60	391,100	465,400	516,200	567,100	602,300			
	61	391,600	466,200	517,100	568,000	603,400			
	62	392,100	466,900	517,900	568,900				
	63	392,500	467,600	518,800	569,800				
	64	393,000	468,300	519,600	570,700				
	65	393,300	469,000	520,500					
	66		469,700	521,400					
	67		470,400	522,100					
68		471,000	523,000						

	69		471,300	523,900				
	70		472,000	524,700				
	71		472,700	525,600				
	72		473,400	526,500				
	73		473,800	527,300				
	74		474,400					
	75		475,100					
	76		475,800					
	77		476,200					
	78		476,800					
	79		477,400					
	80		477,900					
	81		478,500					
	82		479,000					
	83		479,500					
	84		480,000					
	85		480,400					
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000	529,900	639,300	

備考 この表は、病院に勤務する医師で規程に定めるものに適用する。

(イ) 医療職給料表 (二)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員 以外の職員	1	156,400	188,400	223,600	281,000	327,000	371,100	437,200
	2	158,200	190,000	225,200	282,900	329,000	373,800	439,800
	3	159,900	191,600	226,800	285,000	331,200	376,400	442,300
	4	161,500	193,200	228,400	287,000	333,400	379,100	444,900
	5	163,100	194,700	229,800	289,100	335,200	381,500	447,300
	6	164,800	196,200	231,400	291,200	337,400	384,200	449,800
	7	166,400	197,800	232,900	293,100	339,400	386,800	452,300
	8	168,200	199,300	234,500	295,100	341,600	389,500	454,800
	9	169,700	200,900	235,600	297,100	343,400	391,600	457,200
	10	171,600	202,600	237,100	299,100	345,500	393,900	459,600
	11	173,600	204,200	238,500	301,100	347,600	396,100	462,200
	12	175,500	205,900	239,700	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	177,400	207,300	241,300	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	179,200	208,900	242,700	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	181,000	210,500	243,900	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	182,900	212,100	245,300	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	184,700	213,500	246,100	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	186,200	215,100	247,300	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	187,700	216,800	248,500	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	189,200	218,500	249,600	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	190,800	219,800	251,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	192,100	221,300	251,900	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	193,600	222,700	252,900	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	195,000	224,200	254,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	196,500	225,600	255,200	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	197,700	227,000	256,400	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	199,000	228,300	257,800	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	200,300	229,600	259,300	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	201,700	230,900	260,700	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	203,100	232,300	262,300	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	204,400	233,800	263,900	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	205,800	235,200	265,400	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	206,900	236,200	266,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	208,200	237,500	268,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	209,500	238,500	270,100	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	210,800	239,700	271,700	348,300	391,300	435,800	495,500
	37	211,900	241,000	273,200	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	213,100	242,300	274,700	351,800	393,600	437,900	
	39	214,300	243,400	276,300	353,400	394,700	438,300	
	40	215,500	244,700	277,700	355,100	395,800	439,000	
	41	216,700	246,000	279,200	356,300	396,600	439,500	
	42	217,800	247,000	280,800	357,400	397,400	439,900	
	43	218,800	248,200	282,500	358,600	398,200	440,300	
	44	219,900	249,300	284,200	359,800	399,000	440,700	
	45	220,900	250,400	285,700	361,000	399,400	441,100	
	46	221,900	251,700	287,400	361,800	400,000	441,500	
	47	222,800	253,000	289,100	363,000	400,500	441,900	
	48	223,800	254,200	290,700	364,100	400,900	442,200	
	49	224,100	255,800	291,900	365,100	401,300	442,500	
	50	224,900	257,200	293,500	366,100	401,600	442,900	

51	225,600	258,400	294,800	367,100	401,900	443,200	
52	226,400	259,600	296,400	368,100	402,200	443,500	
53	227,100	260,700	297,700	368,900	402,500	443,800	
54	228,000	262,000	299,200	369,700	402,800	444,100	
55	228,700	263,300	300,600	370,600	403,100	444,400	
56	229,400	264,400	302,100	371,500	403,400	444,700	
57	230,300	265,200	303,100	372,000	403,700	445,000	
58	231,000	266,500	304,300	372,800	404,000	445,300	
59	231,900	267,800	305,500	373,600	404,300	445,600	
60	232,900	269,100	306,900	374,400	404,700	445,900	
61	233,500	270,000	308,200	374,800	404,900	446,200	
62	234,200	271,200	309,400	375,500	405,200	446,500	
63	234,900	272,500	310,700	376,200	405,500	446,800	
64	235,600	273,800	311,900	376,900	405,800	447,100	
65	236,300	274,600	313,300	377,300	406,000	447,400	
66	236,900	275,700	314,100	377,900	406,200	447,700	
67	237,500	276,600	314,900	378,600	406,400	448,000	
68	238,000	277,700	315,700	379,200	406,600	448,300	
69	238,700	278,700	316,300	379,600	406,800	448,600	
70	239,400	279,700	317,000	380,100	407,000	448,900	
71	240,100	280,800	317,700	380,600	407,200	449,200	
72	240,600	281,900	318,300	381,100	407,400	449,500	
73	241,000	282,500	319,000	381,700	407,600	449,800	
74	241,600	283,200	319,200	382,200	407,800	450,100	
75	242,200	283,700	319,800	382,800	408,000	450,400	
76	242,800	284,500	320,400	383,400	408,200	450,700	
77	243,100	285,300	321,000	383,900	408,400	451,000	
78	243,500	285,900	321,500	384,400	408,600	451,300	
79	243,900	286,500	322,000	384,900	408,800	451,600	
80	244,200	287,100	322,500	385,400	409,000	451,900	
81	244,500	287,800	323,100	385,700	409,200	452,200	
82		288,300	323,600	386,200	409,400		
83		288,700	324,000	386,600	409,600		
84		289,100	324,500	387,000	409,800		
85		289,300	325,000	387,400	410,000		
86		289,500		387,800			
87		289,700		388,200			
88		289,900		388,600			
89		290,300		389,000			
90		290,500		389,400			
91		290,700		389,800			
92		290,900		390,200			
93		291,300		390,600			
94		291,500					
95		291,700					
96		292,000					
97		292,400					
98		292,700					
99		292,900					
100		293,200					
101		293,500					
102		293,700					
103		293,900					
104		294,200					
105		294,500					
再任用職員	188,700	215,300	243,500	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 この表は、病院に勤務する医療技術員で規程に定めるものに適用する。

(ウ) 医療職給料表 (三)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	171,700	195,500	224,700	247,400	272,000	319,200	362,900	408,100
	2	174,400	197,300	226,600	249,500	274,200	321,400	365,500	410,500
	3	177,000	199,100	228,200	251,600	276,400	323,700	367,900	413,000
	4	179,600	200,900	229,800	253,700	278,600	325,900	370,500	415,400
	5	182,200	202,400	231,500	255,800	280,700	328,100	372,400	417,300
	6	183,900	204,200	233,100	257,900	282,900	330,100	374,900	419,600
	7	185,500	206,000	234,600	260,000	285,200	332,300	377,200	421,700
	8	187,200	207,800	236,200	262,100	287,400	334,500	379,700	423,900
	9	188,700	209,400	237,600	264,200	289,700	336,400	382,100	425,900
	10	190,400	211,200	239,300	266,000	291,900	338,600	384,800	428,000
	11	192,200	213,000	240,800	267,800	294,000	340,600	387,400	430,100
	12	193,900	214,800	242,400	269,900	296,000	342,800	390,100	432,200
13	195,500	216,200	243,500	271,600	297,900	344,600	392,500	433,900	

14	196,900	218,000	245,000	273,400	300,000	346,600	394,800	435,700
15	198,400	219,700	246,600	275,200	302,200	348,600	397,000	437,700
16	199,900	221,500	247,900	277,200	304,200	350,600	399,400	439,700
17	201,200	223,200	249,400	279,200	306,100	352,300	401,200	441,600
18	202,500	224,900	250,800	281,200	308,400	354,300	403,200	443,400
19	203,700	226,500	252,100	283,100	310,600	356,100	405,100	445,200
20	205,000	228,100	253,500	285,000	312,900	358,000	406,900	446,900
21	206,300	229,500	255,000	287,000	315,000	359,900	408,800	448,700
22	207,600	231,200	256,500	288,900	317,100	361,800	410,600	450,200
23	208,900	232,800	258,200	290,800	319,300	363,800	412,400	451,600
24	210,200	234,400	260,000	292,600	321,400	365,700	414,300	453,100
25	211,300	235,400	261,600	294,400	323,300	367,700	416,100	454,500
26	212,600	236,900	263,300	296,400	325,300	369,600	417,600	455,800
27	213,900	238,300	264,900	298,500	327,300	371,600	419,100	457,100
28	215,200	239,500	266,500	300,500	329,300	373,600	420,700	458,300
29	216,300	240,700	268,400	302,400	331,000	375,100	422,300	459,300
30	217,400	241,900	270,200	304,500	333,100	376,900	423,600	460,000
31	218,400	242,900	271,900	306,500	335,100	378,700	424,900	460,800
32	219,500	244,100	273,600	308,600	337,200	380,300	426,100	461,500
33	220,600	245,400	275,300	310,300	338,600	382,100	427,300	462,200
34	221,600	246,400	277,000	312,400	340,500	383,500	428,600	463,000
35	222,500	247,600	278,800	314,400	342,400	385,000	429,900	463,700
36	223,500	248,900	280,300	316,400	344,300	386,600	431,100	464,300
37	223,800	249,800	281,800	318,100	345,900	388,000	432,300	464,800
38	224,600	251,100	283,700	320,100	347,800	389,200	433,100	465,400
39	225,400	252,300	285,500	322,200	349,700	390,400	433,900	466,000
40	226,100	253,600	287,400	324,300	351,500	391,500	434,700	466,600
41	226,800	255,000	289,000	325,500	353,400	392,600	435,300	467,100
42	227,800	256,400	290,700	327,500	355,200	393,800	436,000	467,600
43	228,600	257,600	292,500	329,400	357,000	395,000	436,700	468,000
44	229,400	258,800	294,300	331,500	358,700	396,100	437,400	468,300
45	230,100	260,000	295,800	333,400	360,100	396,800	438,200	468,600
46	230,800	261,200	297,500	335,300	361,400	397,500	439,000	
47	231,700	262,500	299,000	337,300	362,800	398,200	439,400	
48	232,700	263,600	300,600	339,200	364,200	398,900	440,100	
49	233,400	264,700	302,200	341,100	365,500	399,500	440,600	
50	234,000	265,800	303,900	343,000	366,400	400,100	441,000	
51	234,500	267,100	305,500	344,800	367,500	400,600	441,400	
52	235,200	268,400	307,200	346,700	368,600	401,000	441,800	
53	236,000	269,400	308,100	348,200	369,400	401,400	442,200	
54	236,600	270,500	309,600	349,600	370,300	401,700	442,600	
55	237,200	271,800	311,100	351,100	371,200	402,000	443,000	
56	237,700	273,100	312,700	352,600	372,100	402,300	443,300	
57	238,400	274,000	314,300	354,200	373,000	402,600	443,600	
58	239,100	275,000	315,900	355,000	373,800	402,900	444,000	
59	239,800	275,900	317,500	356,200	374,600	403,200	444,300	
60	240,300	277,000	319,000	357,200	375,400	403,500	444,600	
61	240,800	278,100	320,500	358,100	376,100	403,800	444,900	
62	241,500	279,100	321,700	359,200	376,800	404,100	445,200	
63	242,200	280,000	322,900	360,100	377,500	404,400	445,500	
64	242,900	281,000	324,100	361,200	378,200	404,700	445,800	
65	243,500	281,500	324,800	362,100	378,700	405,000	446,100	
66	244,200	282,400	325,700	362,800	379,300	405,300		
67	244,900	283,100	326,500	363,500	379,900	405,600		
68	245,600	284,000	327,300	364,200	380,600	405,900		
69	246,100	285,000	328,200	364,600	381,000	406,100		
70	246,600	285,800	328,600	365,200	381,700	406,400		
71	246,900	286,600	329,300	365,900	382,300	406,700		
72	247,300	287,400	330,100	366,600	382,900	407,000		
73	247,600	288,200	330,900	366,900	383,300	407,200		
74		288,700	331,600	367,600	383,900	407,500		
75		289,100	332,300	368,300	384,500	407,800		
76		289,600	333,000	369,000	385,100	408,000		
77		289,800	333,500	369,300	385,500	408,200		
78		290,100	334,100	369,900	386,000	408,500		
79		290,300	334,600	370,600	386,500	408,800		
80		290,700	335,200	371,200	387,100	409,000		
81		290,900	335,500	371,500	387,400	409,200		
82		291,100	336,000	372,100	387,800	409,500		
83		291,300	336,400	372,800	388,200	409,800		
84		291,500	336,900	373,400	388,600	410,000		
85		291,700	337,300	373,800	388,900	410,200		
86		291,900		374,300	389,200			
87		292,100		374,900	389,500			
88		292,300		375,400	389,800			

	89		292,500		375,900	390,000			
	90		292,700		376,500	390,300			
	91		292,900		377,000	390,600			
	92		293,100		377,300	390,800			
	93		293,300		377,700	391,000			
	94		293,500		378,200	391,300			
	95		293,700		378,600	391,600			
	96		293,900		379,000	391,800			
	97		294,100		379,400	392,000			
	98		294,300		379,900	392,300			
	99		294,500		380,300	392,600			
	100		294,700		380,700	392,800			
	101		294,900		381,000	393,000			
	102		295,100		381,300				
	103		295,300		381,600				
	104		295,500		381,900				
	105		295,700		382,200				
	106		295,900		382,500				
	107		296,100		382,800				
	108		296,300		383,100				
	109		296,500		383,400				
	110		296,700		383,700				
	111		296,900		384,000				
	112		297,100		384,300				
	113		297,300		384,600				
	114		297,500						
	115		297,700						
	116		297,900						
	117		298,100						
再任用職員		187,700	215,200	244,900	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、病院に勤務する看護師（准看護師を含む。）で規程に定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- この規程は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の市立池田病院企業職員の給与に関する規程の規定を適用する場合においては、改正前の市立池田病院企業職員の給与に関する規程に基づいて支給された給与は、改正後の市立池田病院企業職員の給与に関する規程の規定による給与の内払とみなす。
- 前2項のほか、この規程の施行に関し必要な事項は病院事業管理者が定める。

上 下 水 道 部

池田市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和元年12月25日

池田市上下水道事業管理者職務代理者 上下水道部長 西 村 俊 二

池田市上下水道管理規程第4号

池田市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

池田市指定給水装置工事事業者規程（平成10年池田市水道管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「オ」を「カ」に改め、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 給水条例第7条第1項の指定は、第2項の規定による申請書の提出を受け付けた日の属する月（同項の規定による申請書の提出を受け付けた日が月の16日以降であるときは、当該提出を受け付けた日の属する月の翌月）の末日をもって行うものとする。

第5条第3号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事事業者の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第5条第3号オ中「エ」を「オ」に改め、同号中オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第5条の次に次の1条を加える。

(指定の更新)

第5条の2 法第25条の3の2第1項の指定の更新は、給水条例第7条第1項の法第16条の2第1項の指定した者（法第25条の3の2第1項の規定によりその効力を失った者を除く。）の申請により行う。

- 2 指定工事業者として指定の更新を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に第4条第2項各号に掲げる事項を記載し、法第25条の3の2第2項に規定する指定の有効期間（以下この項において「指定の有効期間」という。）の満了の日の属する月の2月前の月の初日から指定の有効期間の満了の日までに管理者に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、第4条第3項各号に掲げる書類及び管理者が別に定める次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- (1) 指定工事業者の水道事業者等が開催する講習会の受講実績
 - (2) 指定工事業者の業務実績
 - (3) 主任技術者等の技術力の確保に資する研修会の受講状況
 - (4) 適切に作業を行うことのできる技能を有する者の従事状況
- 4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。
- 第6条第1項中「第4条第1項の指定」の次に「又は前条第1項の指定の更新」を加える。
- 第7条第2項第2号中「オ」を「カ」に改める。
- 第10条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 第5条の2第1項の規定により指定工事業者の指定を更新したとき。
- 第11条第1項第3号中「第4条」を「第6条」に改める。
- 附 則
この規程は、令和2年1月1日から施行する。

教 育 委 員 会

池田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年11月19日

池田市教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第3号

池田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

池田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年池田市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の次に次の1条を加える。

（障害のある職員についての特例）

第4条の3 第2条及び第4条の規定にかかわらず、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下この条において「法」という。）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、次に掲げる職員について、当該職員の特性に応じた安定的な勤務のためにその変更の必要があると認められる場合における勤務時間の割振り及び休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、別に定める。

- (1) 法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は法第37条第2項に規定する精神障害者である職員
- (2) 前号に掲げる職員のほか、当該職員の特性により特に必要と認める職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。